

犯罪被害者等専用の事情聴取室



提供：警察庁

情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取などに活用している。さらに、県施設、ホテル、大学などの警察施設以外の相談会場の借上げも行っている（警察施設外の相談会場借上げ(国庫補助金)：24年度7百万円、25年度7百万円）。

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号103】

法務省において、被疑者などの事件関係者

と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため、平成24年度に新営された検察庁3庁舎に被害者専用待合室を設置した。平成25年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁2庁舎についても、同室を設置することとしており、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所などを勘案しつつ、今後も同室の設置について検討していく。

また、犯罪被害者等のための待合室には、犯罪被害者等の心情に配慮するとともに、精神的負担の軽減を図るための備品を順次整備している。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

第3節

刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号104】

警察庁において、医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管に関して医療機関との連携の在り方等について検討するなどの取組を推進している。

(2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号105】

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面などの交付を全国で実施している。

また、それらについて、会議や研修などの様々な機会を通じて検察官などへの周知徹底